

京都第一赤十字病院患者給食(配下膳・食器洗浄)業務委託事業者募集要項

1. 委託内容

- (1) 業務名 京都第一赤十字病院患者給食（配下膳・食器洗浄）業務
- (2) 業務場所 京都第一赤十字病院が指定する場所
- (3) 業務の目的 治療の一環としての食事を安心・安全に安定して提供し、患者満足度の向上を目指す。
- (4) 業務内容 患者給食業務（配下膳、食器等の洗浄）及びこれに付随する業務とする。
※詳細は仕様書による。
- (5) 契約期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日
- (6) 委託業者の選定方法
公募型プロポーザル方式とする。

2. 担当部署

所在地：京都市東山区本町15丁目749

施設名：京都第一赤十字病院

担当者：医療技術部栄養課 片木・後藤

(土曜・日曜・祝日を除く8：30～17：00)

連絡先：TEL075-533-1238 FAX 075-533-1277

Eメール eiyoka@kyoto1-jrc.or

3. 応募資格

(1) 入札に参加することができない者

ア. 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ. 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者

- ① 契約の履行に当り、故意に業務の遂行を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
- ⑥ 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- ⑦ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当り代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

- (2) 京都第一赤十字病院の入札参加資格において、「役務の提供等」の319で登録していること。
- (3) 患者給食業務の委託実績を継続して5年以上有していること。
- (4) 国税及び地方税に未納がないこと。(直近の3年間)
- (5) 業務の一部または全部の遂行が困難となった場合に備え、代行による体制を整備していること。
- (6) 京都府又は隣接府県に本社、支店、営業所若しくは事業所を有すること。
- (7) 公告の日から開札の時までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき、日本赤十字社から、又は京都府内で行われた不正行為等に基づき京都府若しくは国から指名停止等の措置を受けていないこと。なお、京都府及び国において同一の不正行為等によって指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止が終了する期間を対象とした上で、上記公告の日から開札の時までの期間に指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号～4号または6号の規定に該当しない者であること。
- (9) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配している事業者またはこれに準ずるものとして、物品の販売等の調達契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 応募手続き

(1) 応募申請書等の提出

期 限 : 令和2年7月29日(水)17時まで

方 法 : 担当部署に持参

提出書類: ①応募申込書(様式1)

②誓約書(様式2)

③競争入札参加資格の認定通知(写し)

④会社事業概要

(ア)会社概要

(イ)直近の貸借対照表及び損益計算書

⑤登記簿謄本又は現在事項証明書(発効後3か月以内のもの)

⑥納税証明書

⑦医療機関業務実績報告書

(2) 応募に関する質問

期 限 : 令和2年7月27日(月)12時まで

方 法 : すべて文書により受け付ける。

(担当部署まで持参または、FAX、Eメール)

回 答 : 質問の回答は文書にて行う

(3)応募資格に関する審査

3に掲げる資格を有するかの審査を行い、審査結果を通知する。

5. 現場説明会

日 時 : 令和2年7月21日(火)16時から

場 所 : 上記2の施設内

申込方法: 現場説明会に参加する者は「現場説明会申込書」(様式3)を提出する。

参加人数は現場の都合により、1社当たり2名までとする。

6. 企画提案書の提出

(1)参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出を要請する。

正本1部、副本13部

(2)期 限

令和2年8月27日(木)17時まで

(3)方 法

担当部署に持参

(4)提出内容

①運営方針(理念、方針)

②受託実績(医療機関、介護施設等)

③委託料と見積もり根拠

・年間委託費の予定額 39,000,000円(税別)

※提案額と予定額との差額は、その増減幅に応じて評価点を加減点する。

④安全衛生管理体制について(従事者、施設)

⑤従事者の配置計画及び、人員確保について

⑥従事者の緊急対応について

⑦従事者の教育について

⑧災害発生時の対応(患者用非常食提供体制等)

⑨インシデントの対応と防止策

⑩表彰、認証取得

⑪その他、独自の提案事項

(5)企画提案書に関する質問

期 限 : 令和2年8月24日(月)17時まで

方 法 : すべて文書により受け付ける。

(担当部署まで持参または、FAX、Eメール)

回 答 : 質問の回答は文書にて行う。

7. 委託事業者の選定

(1) プレゼンテーション参加者の審査

当院の患者給食業務委託業者選定委員会において書類審査のうえ、5社以内を選定し、企画提案書のプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーション参加者には当院から通知する。

(2) プレゼンテーションの実施

日 時 : 令和2年9月11日(金)16時から

場 所 : 上記2の施設内

時 間 : 1社につき20分(プレゼンテーション15分、質疑応答5分)

(3) 企画提案書の審査

プレゼンテーションを含む企画提案書の内容について審査を行い、各項目について評価した結果を踏まえて選定する。

(4) 審査結果通知

審査結果通知書を令和2年10月中に、書面にてすべての応募者に対して郵送する。

なお、委託業者決定後、当院のホームページに委託業者名を公表する。

8. 委託業者の決定取消し

次のいずれかに該当する場合には、委託業者としての決定を取り消す。

①委託業者が応募者の資格を失った場合。

②その他、本件契約の相手方として不適当と認められた場合。

9. その他

(1) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、委託業者の決定後においても無効とする。

(2) プロポーザル参加にかかる費用は、参加者の負担とする。

(3) プロポーザル参加者は、企画提案後、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(4) 提出された書類は返還しない。また、提出された書類は、応募者に無断で審査・選定の用途以外に使用しない。

(5) 調理・調乳業務との同時応募も可能とし、この場合の委託料の予定額は合算額とする。